

徳島県情報公開審査会答申第157号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成28年3月14日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「県が〇〇土地改良区と施設等の管理に関する契約書（幹線）に関する書類一式 産業交流部阿南，農山漁村振興課，農業基盤課」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成28年3月25日、実施機関は、農山漁村振興課が保有する本件請求に係る公文書について、昭和31年6月28日付け「契約書」、昭和36年6月20日付け「県有財産管理委託契約更新受託申請」に対する同月27日付け県の「承認書」及び昭和46年6月28日付け「土地改良施設管理委託契約書」と特定し、〇〇土地改良区理事長の印影を条例第8条第2号に該当するとして公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成28年5月10日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成28年6月20日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

実施機関に対し、本件請求を行ったが、昭和46年の更新から42年間の間に〇〇

土地改良区の理事長は○人交代しており、しかも当初の○○理事長及び二代目の○○理事長は既に死亡しているにもかかわらず、契約書は○○理事長名のみしかなく、理事長交代に伴う契約書が無い。理事長が交代すれば、その都度委託契約するのは当たり前の行為であり、書類が無いのはおかしい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び口頭での理由説明を要約すると、本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

1 本件処分に係る公文書について

本件請求に係る公文書は、昭和31年6月28日付け「契約書」、昭和36年6月20日付け「県有財産管理委託契約更新受託申請」に対する同月27日付け県の「承認書」及び昭和46年6月28日付けの「土地改良施設管理委託契約書」が全てである。

2 1以外の委託契約書の存在について

異議申立人は、委託契約書について、理事長が交代する度に締結すべきであると主張している。しかし、この土地改良施設の管理の委託は、県が土地改良区と結ぶ法人間の契約であり、代表者が交代する度に契約を結び直す必要はない。

また、昭和46年6月28日付けの「土地改良施設管理委託契約書」（以下「本件公文書」という。）には管理委託契約期間を明記しておらず、現在までに管理方法を見直す等の必要もなかったため、昭和46年以降は本件公文書以外に委託契約書を締結していない。

したがって、本件公文書が現在も有効である。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書

本件請求に係る公文書は、昭和31年6月28日付けで知事と○○土地改良区理事長との間で締結した「契約書」、昭和36年6月20日付け○○土地改良区理事長からの「県有財産管理委託契約更新受託申請」に対する同月27日付け知事の「承認書」及び昭和46年6月28日付けで知事と○○土地改良区理事長との間で締結した「土地改良施設管理委託契約書」であり、いずれも実施機関の職員が職務上作成し、組織的に用いるものとして当該実施機関が保有すべき公文書である。

2 本件処分の妥当性について

異議申立人は、昭和46年以降委託契約書を作成していないというのはおかしい旨を主張するため、昭和46年以降の委託契約書の存否について検証する。

実施機関の説明によると、本件公文書は、「徳島県土地改良施設の設置及び管理に

関する条例」(昭和40年徳島県条例第9号。以下「設置管理条例」という。)第3条の規定に基づき、県が行う土地改良事業によって生じた土地改良施設のうち、「〇〇用水施設」を〇〇土地改良区に管理委託するため、昭和46年6月28日に当時の知事と〇〇土地改良区理事長との間で締結した委託契約書である。

当審査会で本件公文書を見分したところ、委託期間の始期は、その第2条で「昭和46年6月28日から」と定めているが、委託期間の終期については、第14条に定める契約解除の場合のほか、明確な期限が定められていない。また、設置管理条例にも委託期間についての規定はない。

さらに、実施機関の説明によると、〇〇用水施設については、昭和46年から今日までの間、管理方法等を見直す必要がなく、〇〇土地改良区に継続して管理を委託しており、新たに契約を締結したことはないとのことである。

以上のことから、本件請求に係る「県が〇〇土地改良区と施設等の管理に関する契約書(幹線)」は、昭和46年6月28日以降、本件公文書のみであるとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

なお、異議申立人は、土地改良区理事長の交代の都度、委託契約を締結するべきであると主張するが、県と土地改良区の間での契約は、法人間の契約であり、契約上特別の定めがない限り代表者が交代しても有効であるところ、本件ではそのような特別の定めは見受けられなかった。

よって、実施機関の行った本件処分は、妥当であると認められる。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成28年 6月20日	諮問
7月21日	実施機関からの理由説明書を受理
11月17日	審議(第140回審査会)
12月12日	実施機関からの口頭理由説明、審議(第141回審査会)

徳島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏名	職業等	備考
上原 克之	徳島大学大学院 総合科学研究部 准教授	会長職務代理者
大道 晋	弁護士	会長
喜多 三佳	四国大学 経営情報学部 教授	
益田 歩美	弁護士	
真鍋 恵美子	公認会計士, 税理士	